

香川労働局における外国人雇用状況の届出状況 (平成 25 年 10 月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として創設されたものであり、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務づけるものである。

今般、香川労働局管内の平成 25 年 10 月末現在の届出状況を集計し、公表するものである。

II 届出状況の概要

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

(1) 平成 25 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は 895 か所であり、外国人労働者数は 4,262 人であった。これは平成 24 年 10 月末現在の 888 か所、4,312 人に対し、7 か所(0.8%)の増加、50 人(1.2%)の減少となった。

【別表 2、参考表】

事業所数が増加した要因として外国人労働者を新たに雇用する事業所が増加していると考えられる。

一方、労働者が減少した要因として、現在の雇用失業情勢は緩やかに改善しつつあり、フィリピンやベトナムからの労働者が増加するなか、中国・韓国の労働者が減少傾向にあり、外国人労働者数が減少したものと考えられる。

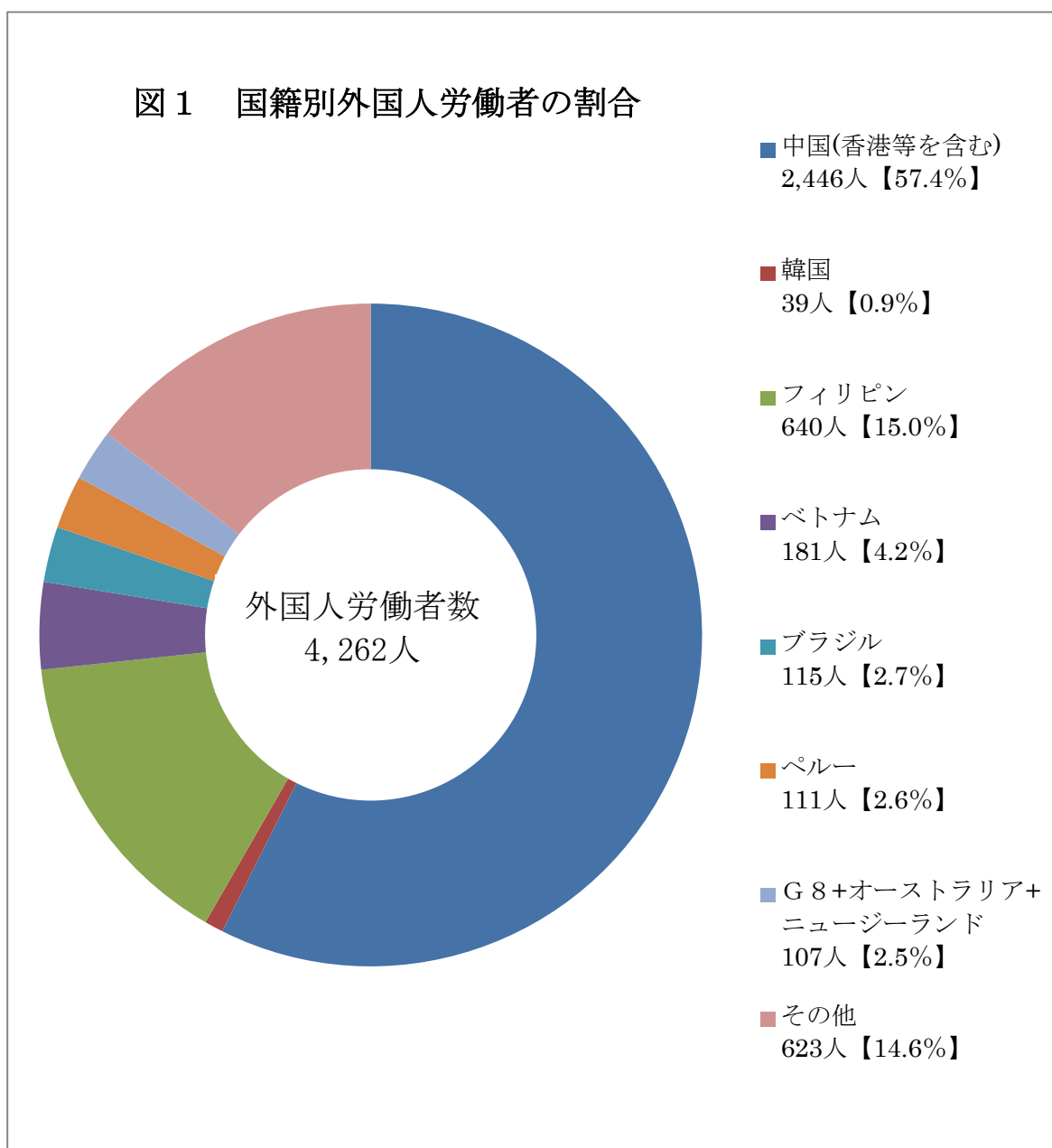
(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 84 か所、当該事業所で就労する外国人労働者は 314 人であり、それぞれ事業所全体の 9.4%、外国人労働者全体の 7.4%を占めている。

これは、平成 24 年 10 月末現在の 87 か所、363 人に対し、3 か所(3.4%)、49 人(13.5%)の減少となっている。【別表 2、参考表】

2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、中国（香港等を含む。以下同じ。）が外国人労働者数全体の57.4%を占め、次いで、フィリピンが15.0%となっている。

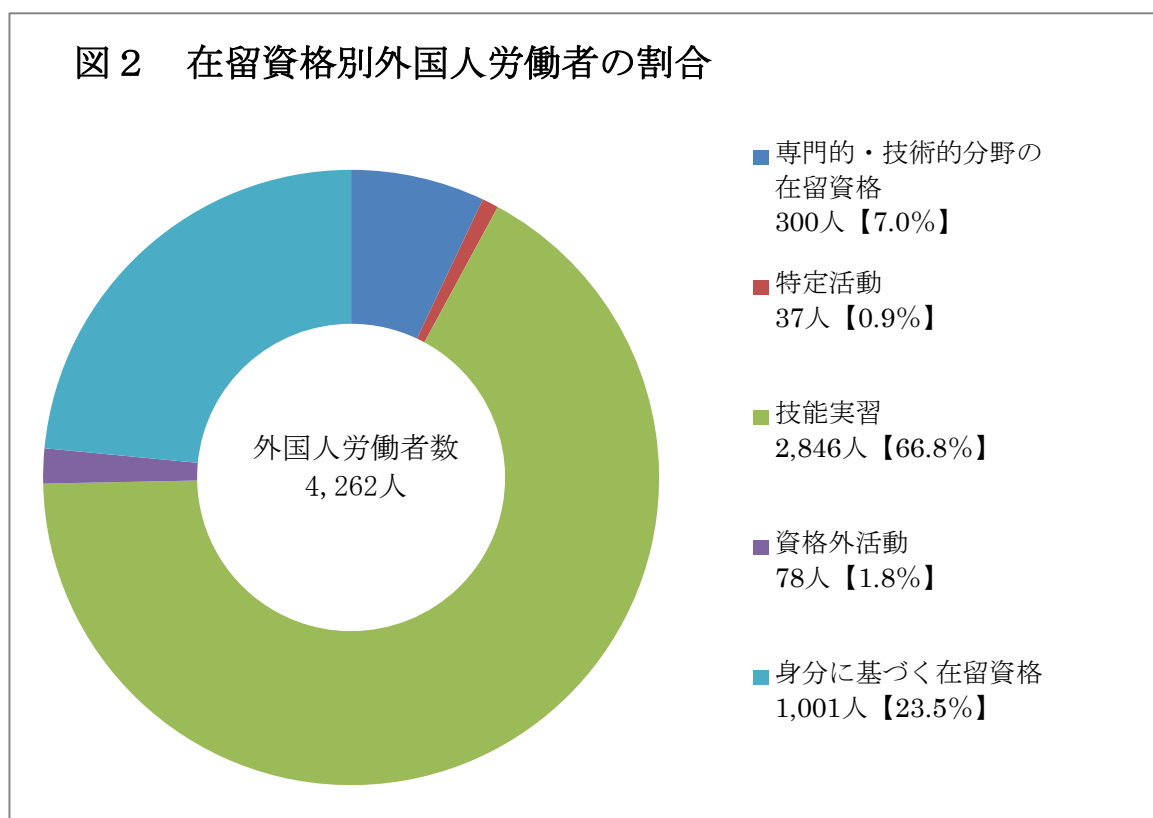
また、ベトナムについては対前年同期比で62人(52.1%)増加しており、同181人(4.2%)を占めている。【図1、別表1、参考表】



(2) 在留資格別にみると、技能実習生等の「技能実習」が外国人労働者全体の66.8%を占め、次いで、「身分に基づく在留資格¹」が23.5%、「専門的・技術的分野の在留資格²」が7.0%となっている。【図2、別表1、参考表】

技能実習生の外国人労働者は2,846人と前年同期比で57人(2.0%)増加しており、技能実習生の外国人労働者の雇用が広がっているものと考えられる。

一方、資格外活動(留学)の外国人労働者は60人と前年同期比で68人(50.0%)減少しており、特に資格外活動の外国人労働者については、中国・韓国等の国籍の者が減少傾向にあり、外国人労働者数が減少したのと考えられる。



(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国は、「技能実習」が80.6%、「身分に基づく在留資格」が11.8%、「専門的・技術的分野の在留資格」が5.6%、「資格外活動(留学)」が1.4%となっている。フィリピンは、「身分に基づく在留資格」が63.1%、「技能実習」が36.3%となっている。

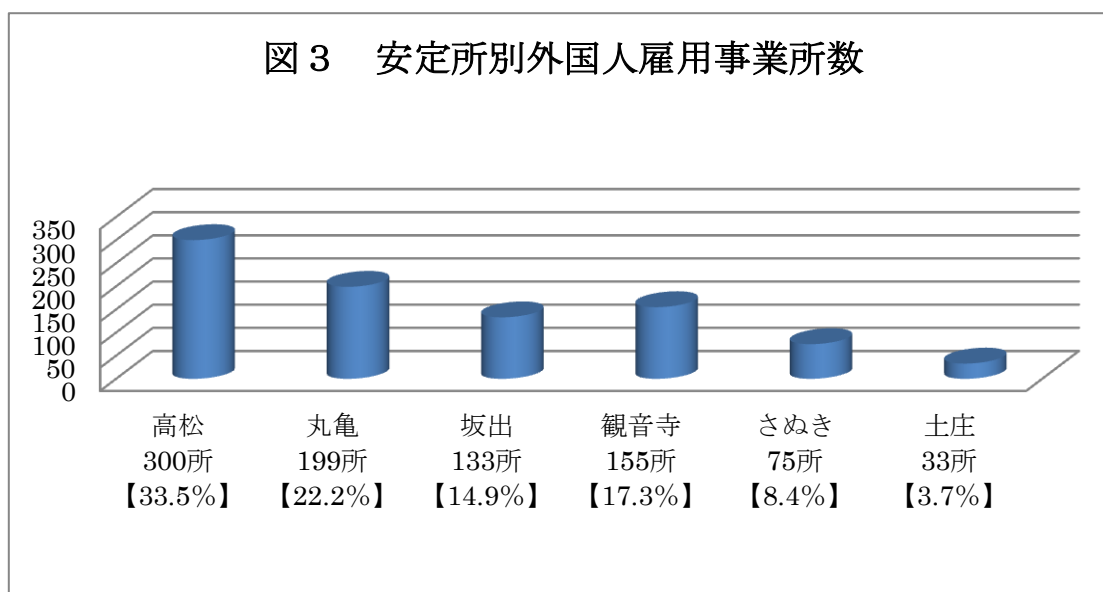
ブラジル及びペルーについては、「身分に基づく在留資格」がそれぞれ74.8%、99.1%を占めている。【別表1】

¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」が該当する。

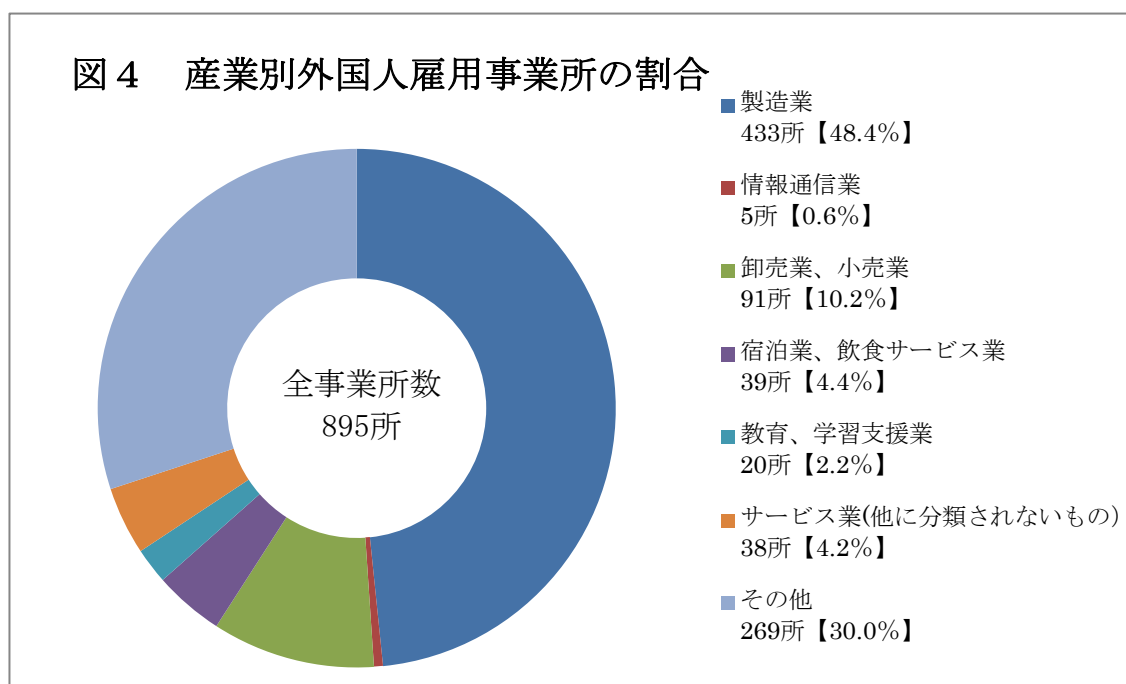
3 安定所別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 県内安定所別にみると、高松が 33.5%を占め、次いで丸亀 22.2%、観音寺 17.3%、坂出 14.9%、さぬき 8.4%、土庄 3.7%となっている。【図 3、別表 2】



(2) 産業別にみると、「製造業」が 48.4%を占め、次いで「卸売業、小売業」が 10.2%、「宿泊業、飲食サービス業」が 4.4%、「サービス業（他に分類されないもの）」³が 4.2%となっている。

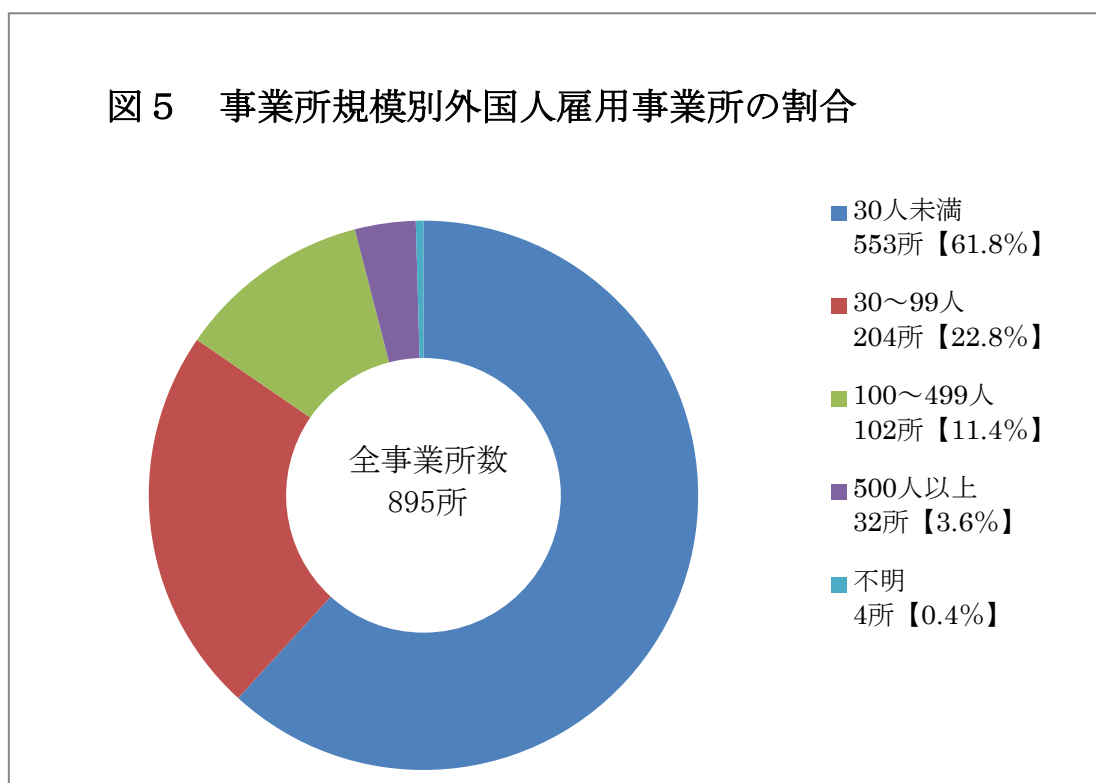
製造業、宿泊・飲食サービス業の事業所の占める割合は前年同期比で減少している一方、建設業、卸・小売業は増加している。【図 4、別表 4、参考表】



³ 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の61.8%を占める。前年同期比では事業所数は30～99人規模が、6か所(2.9%)減少、100～499人規模は、3か所(2.9%)減少、500人以上規模が、1か所(3.0%)減少となっている。30人未満規模は、20か所(3.8%)増加となっている。

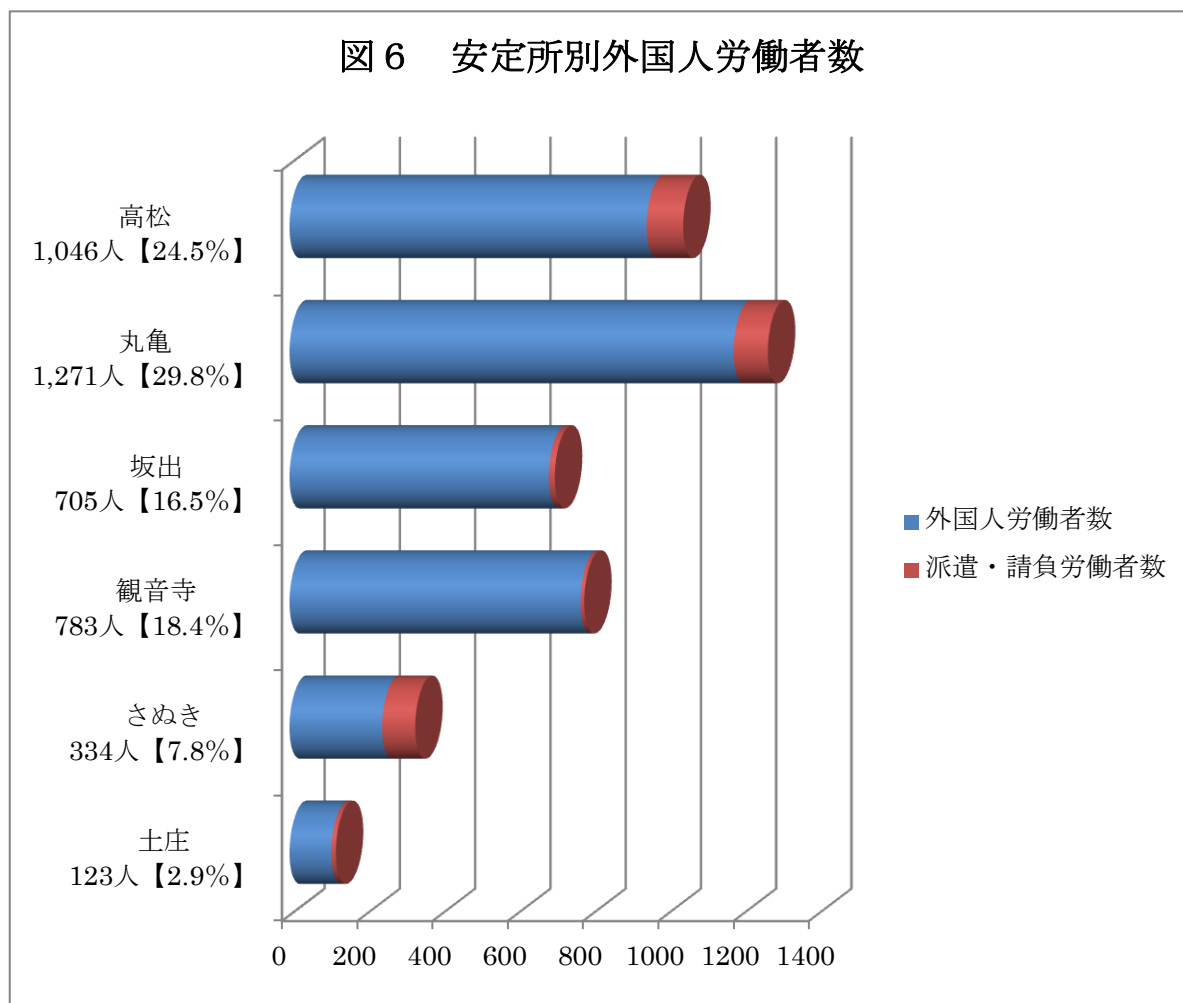
【図5、別表8、参考表】



4 安定所別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 県内安定所別にみると、丸亀が29.8%を占め、次いで高松24.5%、観音寺18.4%、坂出16.5%、さぬき7.8%、土庄2.9%となっており、高松・丸亀2所で全体の半数を超える。【図6、別表2】

安定所別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合をみると、さぬきが26.3%、高松が9.3%となっている。【別表2】



安定所別・在留資格別にみると、外国人労働者のうち「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が高いのが高松で135人(12.9%)、県下のこの在留資格のうち45.0%を占めている。

「技能実習」の割合が高いのは観音寺で685人(87.5%)、人数が多いのは丸亀で856人(67.3%)、県下のこの在留資格のうちこの2所で54.1%を占めている。

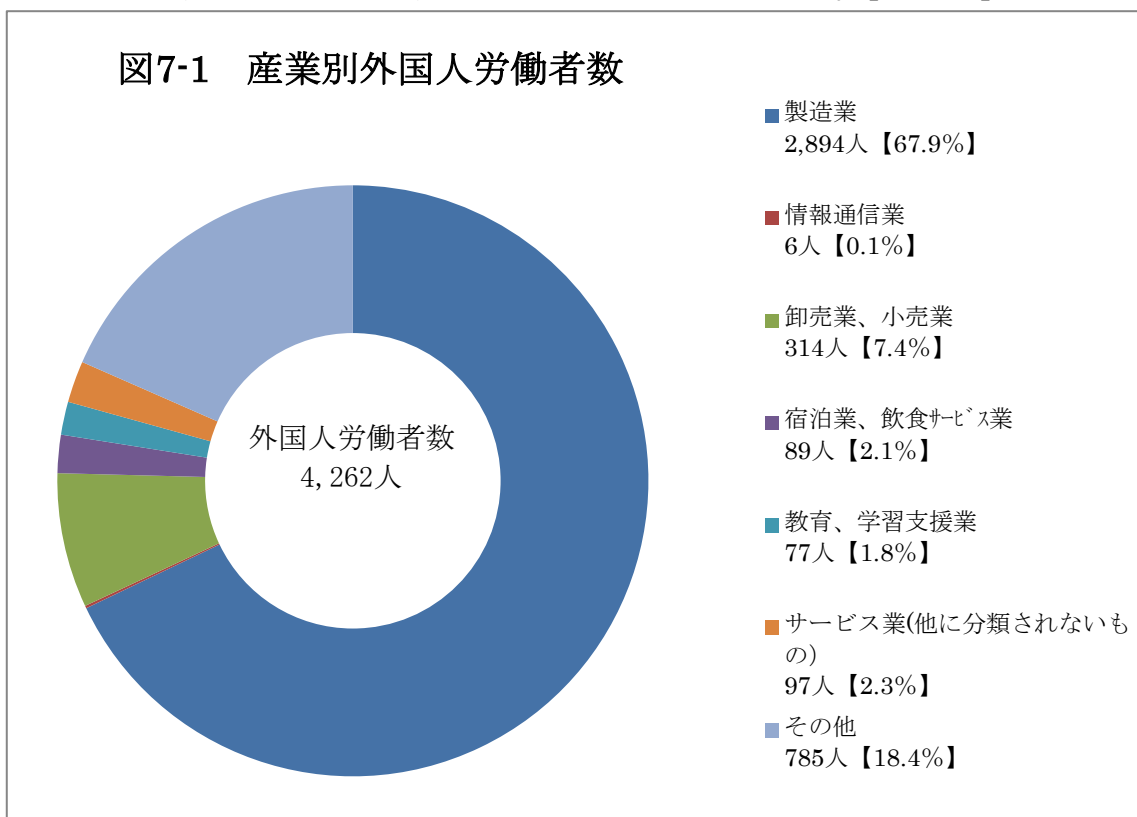
「資格外活動(留学)」の割合が高いのは高松で44人(4.2%)、県下のこの在留資格の73.3%を占めている。

「身分に基づく在留資格」の割合が高いのは高松で402人(38.4%)、丸亀340人(26.8%)、県下のこの在留資格のうちこの2所で74.1%を占めている。【別表3】

(2) 産業別にみると、「製造業」が67.9%を占め、次いで「卸売業、小売業」が7.4%、「建設業」が2.7%、「教育、学習支援業」が1.8%、「サービス業(他に分類されないもの)」が2.3%となっている。【図7-1、別表4】

産業別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の傾向をみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の7.0%にあたる202人、労働者派遣業を含む「サービス業(他に分類されないもの)」では、同46.4%にあたる45人となっている。【図7-2、別表4】

「製造業」の中でも、「食料品製造業」、「輸送用機械器具製造業」と「繊維工業」の事業所において就労している外国人労働者の割合が高く、それぞれ940人(22.1%)、655人(15.4%)、470人(11.0%)となっている。【別表4】



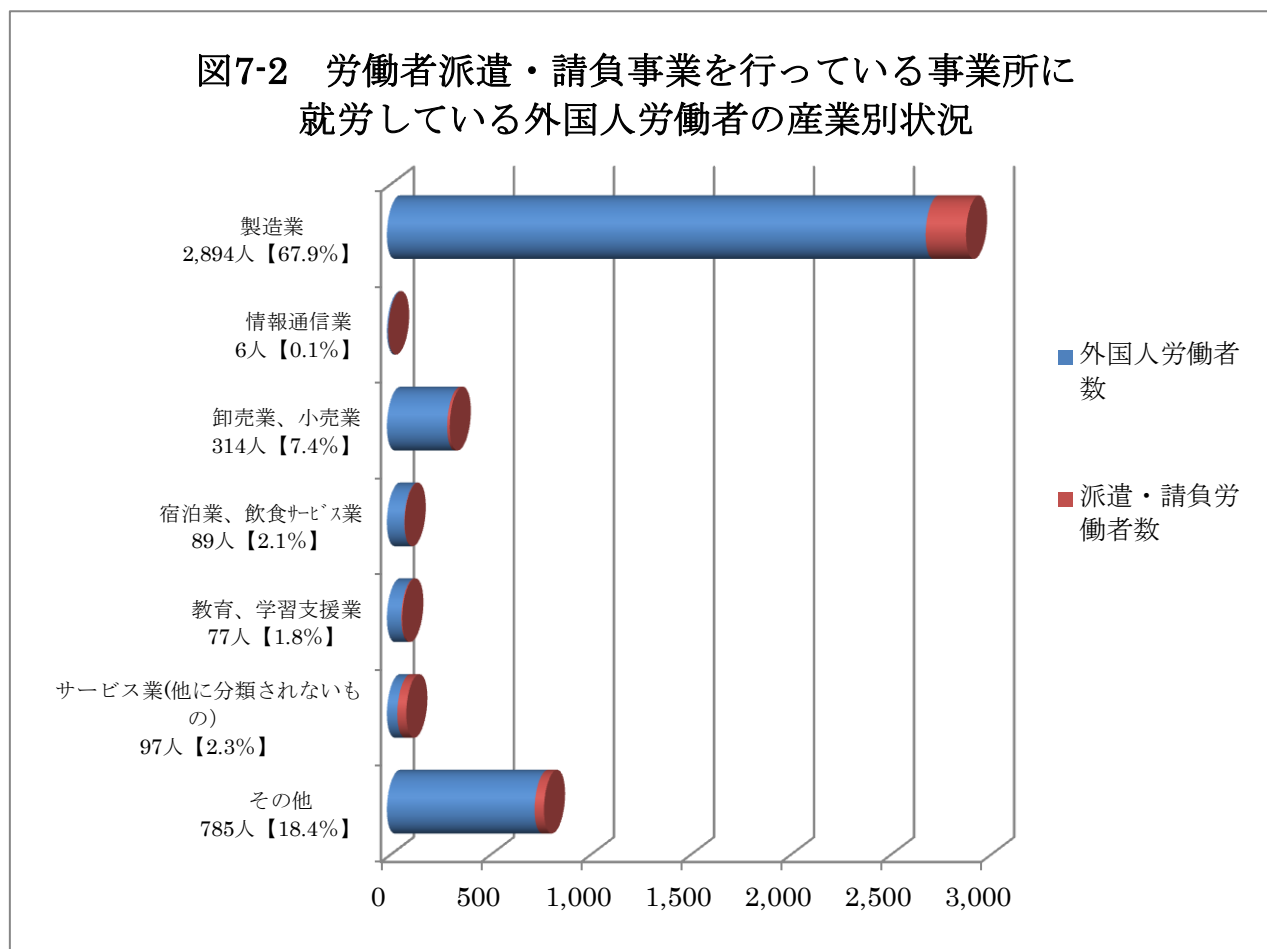
※「サービス業(他に分類されないもの)」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

安定所別・産業別にみると、高松は「製造業」の割合が低く、47.8%であり、「卸売業、小売業」が15.9%、「教育、学習支援業」が5.2%となっている。その他の安定所は「製造業」が7割程度を占めている。【別表5】

また、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「製造業」が33.0%、「卸売業、小売業」が17.7%、「教育、学習支援業」が13.0%となっている。「技能実習」については、「製造業」が74.7%を占めている。「身分に基づく在留資格」については、「製造業」が66.2%、「卸売業、小売業」が10.2%、「サービス業(他に分類されないもの)」が6.1%となっている。【別表6】

さらに、国籍別・産業別にみると、ペルー、フィリピン、中国については、「製造業」がそれぞれ82.0%、78.6%、76.9%と最も高い割合を占めるが、ブラジルが「サービス業(他に分類されないもの)」で22.6%、韓国については、「教育、学習支援業」25.6%、「卸売業、小売業」が17.9%と高い割合を占めている。G8等⁴については、「教育、学習支援業」が37.4%と最も高い割合を占めている。国籍別に派遣・請負の構成比をみると、ブラジルと韓国で派遣・請負の構成比が高く、それぞれ31.3%、12.8%と労働者の多数を占めている。【別表7】

図7-2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の産業別状況



⁴ G8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働者全体の43.0%を占める。次いで、「30～99人」規模の事業所が25.1%を占めている。【図8、別表8】

